

輸入青果物検疫要綱（昭和 62 年 4 月 15 日付け 62 農蚕第 2006 号農蚕園芸局長通達）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（目的及び定義） 第 1 （略） 2 （略） 3 この要綱で「輸入」とは、本船からはしけ、機帆船、陸揚場等への卸下若しくは内航船への積替え又は航空機から飛行場内への卸下（農林水産省消費・安全局長が別に定めるところにより植物防疫官が検疫有害動植物の分散のおそれのないものとして確認したコンテナにあっては、当該コンテナの開扉）をいう。ただし、「海上コンテナ詰輸入植物等検疫要領」（昭和 47 年 8 月 24 日付け 47 農政第 4502 号農政局長通達。以下「海上コンテナ要領」という。）及び「航空コンテナ等積替確認実施要領」（昭和 58 年 9 月 26 日付け 58 農蚕第 5594 号農蚕園芸局長通達）の規定による積替えのための一時卸下を除くものとする。 4～6 （略） （削る） 7 輸出国での栽培地検査を要する輸入青果物の検疫に当たっては、この要綱に定めるもののほか、「輸出国における検疫措置を必要とする植物に係る<u>輸入検疫実施要領</u>」（平成 10 年 3 月 30 日付け 10 農産第 2122 号）に基づき実施するものとする。 第 10 （略） 2 植物防疫官は、当該青果物に法第 7 条第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる輸入禁止品が付着し、若しくは混入している場合であって、その	（目的及び定義） 第 1 （略） 2 （略） 3 この要綱で「輸入」とは、本船からはしけ、機帆船、陸揚場等への卸下若しくは内航船への積替え又は航空機から飛行場内への卸下（農林水産省消費・安全局長が別に定めるところにより植物防疫官が検疫有害動植物の分散のおそれのないものとして確認したコンテナにあっては、当該コンテナの開扉）をいう。 ただし、「海上コンテナ詰輸入<u>植物検疫要領</u>」（昭和 47 年 8 月 24 日付け 47 農政第 4502 号農政局長通達。以下「海上コンテナ要領」という。）及び「航空コンテナ等積替確認実施要領」（昭和 58 年 9 月 26 日付け 58 農蚕第 5594 号農蚕園芸局長通達）の規定による積替えのための一時卸下を除くものとする。 4～6 （略） 7 <u>特定重要病害虫（「特定重要病害虫検疫要綱」（昭和 53 年 12 月 4 日付け 53 農蚕第 8308 号農蚕園芸局長通達。以下「特重要綱」という。）第 2 第 1 項に規定するものをいう。以下、同じ。）が寄生するおそれのある輸入青果物の検疫に当たっては、この要綱に定めるもののほか、特重要綱に基づき実施するものとする。</u> 8 輸出国での栽培地検査を要する輸入青果物の検疫に当たっては、この要綱に定めるもののほか、「輸出国における検疫措置を必要とする植物に係る<u>輸入植物検疫実施要領</u>」（平成 10 年 3 月 30 日付け 10 農産第 2122 号）に基づき実施するものとする。 第 10 （略） 2 植物防疫官は、当該青果物に法第 7 条第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる輸入禁止品が付着し、若しくは混入している場合<u>又は規則別表 2</u>

除去又は選別が容易であり、かつ、監督及び取締り上支障がないと認められるときは、規程第2条第2項の規定に基づき、当該青果物の消毒（除去又は選別の措置に限る。）を命ずることができる。

3 (略)

第13 (略)

2 植物防疫官は、輸入者又は管理者に対し、当該青果物の運搬に使用した船車等及び荷役場所につき、検疫有害動植物の分散防止のための措置を行わせる場合にあっては別表2に掲げる基準によるものとする。

3 (略)

第20 (略)

(1) 第10第1項の規定により消毒を命じられた場合で、植物防疫官により第11の消毒計画書が適当であると認定された場合

(2) (略)

別表1 (第12関係)

1 青酸ガスによる消毒方法の基準

検疫有害動植物の種類	方法	薬量	時間	倉庫の等級	摘要
(略)	(略)	(略)	(略)	特A級又はA級 (海上コンテナについては「海上コンテナ要領」第13により指定を受けたコンテナ又は同要領別表2(注)の1の(2)の圧力降下法により同表の基準を満たした密閉形コン	(略)

に掲げる輸入禁止植物が混入している場合であって、その除去又は選別が容易であり、かつ、監督及び取締り上支障がないと認められるときは、規程第2条第2項の規定に基づき、当該青果物の消毒（除去又は選別の措置に限る。）を命ずることができる。

3 (略)

第13 (略)

2 植物防疫官は、輸入者又は管理者に対し、当該青果物の運搬に使用した船車等及び荷役場所につき、検疫有害動植物の分散防止のため薬剤散布等の措置を行わせる場合にあっては別表2に掲げる基準によるものとする。

3 (略)

第20 (略)

(1) 第10第1項の規定により消毒を命じられた場合で、植物防疫官により同第3項の消毒計画書が適当であると認定された場合

(2) (略)

別表1 (第12関係)

1 青酸ガスによる消毒方法の基準

検疫有害動植物の種類	方法	薬量	時間	倉庫の等級	摘要
(略)	(略)	(略)	(略)	特A級又はA級 (海上コンテナについては「海上コンテナ要領」第12により指定を受けたコンテナ又は同要領別表2(注)の1の(2)の圧力降下法により同表の基準を満たした密閉形コン	(略)

				テナーに限る。)	
--	--	--	--	----------	--

2 臭化メチルによる消毒方法の基準

検疫有害動物の種類	方法	薬量	時間	倉庫の等級	摘要	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	特A級又はA級 (海上コンテナについては「海上コンテナ要領」第13により指定を受けたコンテナ又は同要領別表2(注)の1の(2)の圧力降下法により同表の基準を満たした密閉形コンテナに限る。)	(略)	(略)
(略)		(略)	(略)			(略)
(略)		(略)	(略)			(略)
(略)		(略)				(略)
(略)		(略)				(略)

3 選別による消毒方法の基準

植物の種類	検疫有害動植物の種類	選別基準	摘要
ココやし、ドリアン、 パインアップル、バナナ、マンゴウ等の生果	(略)	(略)	(略)
	黒腐病菌、炭そ病菌等	(略)	

				テナーに限る。)	
--	--	--	--	----------	--

2 臭化メチルによる消毒方法の基準

検疫有害動物の種類	方法	薬量	時間	倉庫の等級	摘要	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	特A級又はA級 (海上コンテナについては「海上コンテナ要領」第12により指定を受けたコンテナ又は同要領別表2(注)の1の(2)の圧力降下法により同表の基準を満たした密閉形コンテナに限る。)	(略)	(略)
(略)		(略)	(略)			(略)
(略)		(略)	(略)			(略)
(略)		(略)				(略)
(略)		(略)				(略)

3 選別による消毒方法の基準

植物の種類	検疫有害動植物の種類	選別基準	摘要
ココやし、ドリアン、 パインアップル、バナナ、マンゴウ等の生果	(略)	(略)	(略)
	黒腐病菌、炭そ病菌、 <u>マンゴウ果実腐敗病菌</u> 等	(略)	

実			
(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	
いちご、かぼちゃ、さやえんどう、すいか、メロン等の果菜類及びアスパラガス、はくさい、レタス等の葉菜類並びにアーティチョーク、カリフラワー等の花菜類	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	
	(削る)	(削る)	
(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	

実			
(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	
いちご、かぼちゃ、さやえんどう、すいか、メロン等の果菜類及びアスパラガス、はくさい、レタス等の葉菜類並びにアーティチョーク、カリフラワー等の花菜類	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	
	<u>ハクサイ軟腐病菌等</u>	<u>10％以上あるときは、荷口全体の選別</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	

附 則

この通知は、令和7年6月24日から施行する。